

金融機関等をご利用のみなさま。いざという時の
財産管理に困らないように日頃から備えておきませんか。

あれこれ決められなくなる前に！
知っておこう。備えておこう。

判断能力が不十分な方の
財産と権利を守り支援する

成年後見制度

これからの
私のお金や権利のこと、
今から考えておきたい！



平野レミ



和田明日香

契約や手続きでも
お母さんらしさを
ずっと支えたい！

認知症・知的障害・精神障害などによって
判断能力が不十分な方の支援者を選び、
法的に支援する制度です。



判断能力のあるうちに
任意後見人を
定めることも！

詳しくは

厚生労働省 成年後見制度



こんな方に**成年後見制度**

任意後見

将来、認知症になった時に、
財産の管理等が心配!



財産管理や契約等を支援する
任意後見人を選んでおける。

判断能力が不十分で、
契約や手続きがとどこおる!



成年後見人等が本人に代わって、
契約や手続きをしてくれる。

法定後見

物忘れがひどくなり
だまされて借金をくり返す!



成年後見人等が不当な契約を
取り消してくれる。

正しい判断ができず、
不当な契約を結ばされる!



「成年後見制度」の種類

| 任意後見 | 法定後見 | | |
|--------------------------------|--|-----------------------------|--|
| | 補助 | 保佐 | 後見 |
| 将来に 備える方へ | 判断能力が 不十分な方へ | 判断能力が 著しく 不十分な方へ | 判断能力が 欠けているのが 通常の状態の方へ |
| 判断能力が あるうちに 任意後見人を選定 | 一部の 契約・手続き等の 同意・取消や代理 | 財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理 | すべての契約等の 代理・取消 <small>※日常生活に関する行為は除く</small> |
| 自分で選んだ人を 任意後見人に することができる | 家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人) | | |

任意後見と法定後見では手続きの流れが違います。

詳しくは、「厚労省 成年後見制度」のホームページでご確認ください。

